

( 議案別冊 1 )

令和 4 年 度

# 川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計  
特 別 会 計

( 令和 5 年 2 月 1 3 日 提 出 )

# 目

# 次

* 一般会計補正予算（第11号）	1 頁
（特別会計）	
* 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	2 4 頁
* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	2 6 頁
* 歯科診療事業特別会計補正予算（第2号）	2 8 頁
* 水道事業会計補正予算（第3号）	3 0 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第3号）	3 2 頁

議案第20号

令和4年度川越市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度川越市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,727,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## ( 1 ) 歳 入

( 印 減 ) ( 単 位 千 円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地 方 交 付 税		2,470,803	505,147	2,975,950
	1 地 方 交 付 税	2,470,803	505,147	2,975,950
13 分 担 金 及 び 負 担 金		879,533	34,972	844,561
	2 負 担 金	879,484	34,972	844,512
14 使 用 料 及 び 手 数 料		1,955,790	36,617	1,919,173
	1 使 用 料	1,305,579	36,617	1,268,962
15 国 庫 支 出 金		30,089,391	98,968	30,188,359
	1 国 庫 負 担 金	20,086,734	2,809	20,089,543
	2 国 庫 補 助 金	9,912,891	96,159	10,009,050
16 県 支 出 金		8,702,939	142,622	8,560,317
	1 県 負 担 金	6,072,952	88,572	5,984,380
	2 県 補 助 金	1,733,871	13,819	1,720,052
	3 委 託 金	896,116	40,231	855,885
17 財 産 収 入		239,727	72,094	311,821
	2 財 産 売 払 収 入	71,264	72,094	143,358
18 寄 附 金		497,979	50,601	548,580
	1 寄 附 金	497,979	50,601	548,580
19 繰 入 金		4,221,379	3,883,313	338,066

( 印 減 ) ( 単 位 千 円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	4,055,006	3,883,313	171,693
20 繰越金		3,622,658	3,938,250	7,560,908
	1 繰越金	3,622,658	3,938,250	7,560,908
21 諸収入		3,011,595	29,998	3,041,593
	5 雑入	2,718,969	29,998	2,748,967
22 市債		4,758,590	79,600	4,838,190
	1 市債	4,758,590	79,600	4,838,190
歳入	合計	128,050,258	677,134	128,727,392

## (2) 歳出

(印減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,050,578	534,058	12,584,636
	1 総務管理費	9,873,488	570,605	10,444,093
	3 戸籍住民基本台帳費	496,497	31,916	464,581
	4 選挙費	225,889	4,631	221,258
3 民生費		60,051,981	249,213	60,301,194
	1 社会福祉費	29,286,174	124,817	29,161,357
	2 児童福祉費	22,784,632	210,641	22,995,273
	3 生活保護費	7,979,151	163,389	8,142,540
4 衛生費		16,271,563	45,775	16,225,788
	1 保健衛生費	8,303,856	30,724	8,334,580
	2 清掃費	5,717,628	76,499	5,641,129
	3 下水道費	2,250,079	0	2,250,079
6 農林水産業費		893,619	8,434	885,185
	1 農業費	893,619	8,434	885,185
7 商工費		1,468,737	6,559	1,475,296
	1 商工費	1,468,737	6,559	1,475,296
8 土木費		6,705,283	158,972	6,546,311
	2 道路橋りょう費	1,952,451	22,015	1,974,466

( 印 減 ) ( 単 位 千 円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河 川 費	612,017	57,700	554,317
	4 都 市 計 画 費	3,185,629	116,552	3,069,077
	5 住 宅 費	323,591	6,735	316,856
9 消 防 費		4,691,680	159,278	4,532,402
	1 消 防 費	4,691,680	159,278	4,532,402
10 教 育 費		13,365,375	359,640	13,725,015
	1 教 育 総 務 費	3,946,905	76,818	3,870,087
	2 小 学 校 費	1,481,405	157,690	1,639,095
	3 中 学 校 費	948,511	322,150	1,270,661
	4 高 等 学 校 費	839,342	16,532	822,810
	6 社 会 教 育 費	2,728,842	26,850	2,701,992
13 諸 支 出 金		303,744	99,877	203,867
	1 普 通 財 産 取 得 費	48,722	48,722	0
	2 土 地 開 発 公 社 費	83,155	51,155	32,000
歳 出	合 計	128,050,258	677,134	128,727,392

## 第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本老対 庁朽 舎化業 策事業	千円		千円	千円		千円
			1,663,000	令和2年度	259,000	1,561,690	令和2年度	259,000
				令和3年度	592,000		令和3年度	592,000
令和4年度	812,000	令和4年度		710,690				

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	民間福祉施設補助（障害者施設）	428,333千円
		民間福祉施設補助（地域密着型施設等）	93,213千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,520,687千円
	3 下水道費	雨水建設改良補助金	50,000千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	生活道路（市道）改良	9,964千円
		幹線道路（市道）整備（用地）	6,092千円
		広域幹線（市道）整備（用地）	83,113千円
		橋りょう維持補修	60,000千円

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	中小河川排水路整備	36,805 千円
	4 都市計画費	川越駅西口都市基盤整備	1,529 千円
		県道川越越生線交通安全施設整備	11,039 千円
10 教育費	2 小学校費	小学校情報教育推進	4,712 千円
		小学校大規模改造	62,790 千円
	3 中学校費	中学校情報教育推進	5,271 千円
		中学校大規模改造	65,150 千円

(変 更)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	3 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 事 務	26,301 千円	戸 籍 事 務	33,979 千円
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備	27,148 千円	小 学 校 施 設 整 備	143,448 千円
	3 中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備	14,604 千円	中 学 校 施 設 整 備	281,304 千円

## 第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
本庁舎等 改修事業費	千円  856,700	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  750,700	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
文化施設 設備整備 事業費	4,500	同 上	同 上	同 上	0	-	-	-

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
美術館改修 整備事業費	千円 11,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 5,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
総合体育館 設備改修 事業費	41,800	同 上	同 上	同 上	30,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
民間社会 福祉施設 整備事業費	千円  251,200	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円  243,600	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
公立保育 施設整備 事業費	24,700	同 上	同 上	同 上	11,900	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃運搬 施設整備 事業費	千円  9,900	普通貸借  又　　は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  0	-	-	-

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業ふれあいセンター 改修整備 事業費	千円  31,900	普通貸借  又　　は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  42,400	普通貸借  又　　は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路環境 整備事業費	千円 120,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 106,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路新設 改良事業費	221,300	同 上	同 上	同 上	208,700	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
橋りょう 新設改良 事業費	千円  109,000	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  132,800	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
河川整備 事業費	430,500	同 上	同 上	同 上	376,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
南古谷駅 周辺地区 整備事業費	千円  38,900	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円  26,900	普通貸借  又は  証券発行	%  5.0  以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
新河岸駅 周辺地区 整備事業費	5,800	同 上	同 上	同 上	9,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路事業費	千円 106,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 78,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備 事業費	212,400	同 上	同 上	同 上	202,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 改修事業費	千円  52,900	普 通 貸 借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  38,500	普 通 貸 借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小 学 校 施 設 整備事業費	119,500	同 上	同 上	同 上	187,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 大規模改造 事 業 費	千円  3,600	普 通 貸 借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円  47,700	普 通 貸 借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
中学校施設 整備事業費	46,900	同 上	同 上	同 上	263,300	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 大規模改造 事 業 費	千円  7,200	普 通 貸 借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円  52,100	普 通 貸 借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。  ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
高 等 学 校 改 修 整 備 事 業 費	85,200	同 上	同 上	同 上	68,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学童保育室 整備事業費	千円 16,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 14,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公民館改修 整備事業費	18,300	同 上	同 上	同 上	12,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
図書館改修 整備事業費	千円  29,300	普通貸借 又は 証券発行	%  5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  26,200	普通貸借 又は 証券発行	%  5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

## 議案第 2 1 号

令和 4 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,216 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,888,981 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 1 ) 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		442,985	1,216	444,201
	1 繰越金	442,985	1,216	444,201
歳入合計		33,887,765	1,216	33,888,981

( 2 ) 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		153,266	1,216	154,482
	1 償還金利息及び還付加算金	152,929	1,216	154,145
歳出合計		33,887,765	1,216	33,888,981

## 議案第 2 2 号

## 令和 4 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 258,772千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,056,328千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日 提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 1 ) 歳 入

( 印 減 ) ( 単 位 千 円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,388,868	180,000	4,208,868
	1 後期高齢者医療保険料	4,388,868	180,000	4,208,868
2 繰入金		909,128	78,772	830,356
	1 一般会計繰入金	909,128	78,772	830,356
歳入	合計	5,315,100	258,772	5,056,328

( 2 ) 歳 出

( 印 減 ) ( 単 位 千 円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		144,181	16,261	127,920
	1 総務管理費	130,066	16,261	113,805
2 広域連合納付金		5,161,819	242,511	4,919,308
	1 広域連合納付金	5,161,819	242,511	4,919,308
歳出	合計	5,315,100	258,772	5,056,328

## 議案第 2 3 号

## 令和 4 年度川越市歯科診療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度川越市歯科診療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、  
「第 1 表歳入予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日 提出

川 越 市 長      川      合      善      明

第 1 表 歳入予算補正

( 1 ) 歳 入

( 印 減 ) ( 単 位 千 円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診 療 収 入		31,262	3,999	27,263
	1 外 来 収 入	31,262	3,999	27,263
3 繰 入 金		38,984	3,999	42,983
	1 他 会 計 繰 入 金	38,984	3,999	42,983
歳 入	合 計	78,779	0	78,779

## 議案第24号

## 令和4年度川越市水道事業会計補正予算（第3号）

## （総則）

第1条 令和4年度川越市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

## （業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等事業費	3,455,105千円	363,700千円	3,091,405千円

## （収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 水道事業収益	6,933,055千円	38,160千円	6,894,895千円
第2項 営業外収益	608,368千円	38,160千円	570,208千円
支出			
第1款 水道事業費用	6,413,459千円	30,000千円	6,383,459千円

第 1 項 営業費用 6,304,157千円 30,000千円 6,274,157千円

( 資本的収入及び支出の補正 )

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「 ( 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,770,999 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 196,480千円、減債積立金 200,000千円、建設改良積立金 100,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,037,878千円及び当年度分損益勘定留保資金 236,641千円で補填するものとする。 ) 」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,154,225千円	24,689千円	1,129,536千円
第 3 項 工事負担金	421,671千円	24,689千円	396,982千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	4,314,235千円	413,700千円	3,900,535千円
第 1 項 建設改良費	3,601,627千円	413,700千円	3,187,927千円

令和 5 年 2 月 1 3 日 提出

川 越 市 長 川 合 善 明

## 議案第25号

## 令和4年度川越市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

## (総則)

第1条 令和4年度川越市公共下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度川越市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設整備 事業費	1,077,113千円	40,000千円	1,037,113千円
公共下水道施設改良 事業費	936,166千円	234,453千円	701,713千円

## (収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 下水道事業収益	6,331,436千円	17,500千円	6,313,936千円
第1項 営業収益	4,634,115千円	7,000千円	4,627,115千円

第 2 項	営業外収益	1,677,535千円	10,500千円	1,667,035千円
	支 出			
第 1 款	下水道事業費用	6,135,192千円	6,628千円	6,141,820千円
第 1 項	営業費用	5,838,807千円	11,500千円	5,827,307千円
第 2 項	営業外費用	267,153千円	18,128千円	285,281千円

( 資本的収入及び支出の補正 )

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「( 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,445,863 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 148,624 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,297,239 千円で補填するものとする。 ) 」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )	
	収 入			
第 1 款	資本的収入	871,862千円	17,500千円	889,362千円
第 7 項	他会計補助金	188,521千円	17,500千円	206,021千円
	支 出			
第 1 款	資本的支出	3,609,678千円	274,453千円	3,335,225千円
第 1 項	建設改良費	2,472,625千円	274,453千円	2,198,172千円

( 継続費の補正 )

第 5 条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資 本 支 出	1 建 設 良 改 費	新 宿 町 二 丁 道 設 業 目 下 水 道 施 設 管 路 生 事 業	千円		千円	千円		千円
			404,712	令和2年度	0	303,259	令和2年度	0
				令和3年度	150,000		令和3年度	150,000
			令和4年度	254,712		令和4年度	153,259	

( 他会計からの補助金の補正 )

第6条 予算第11条中「224,337千円」を「235,837千円」に改める。

令和5年2月13日提出

川 越 市 長      川      合      善      明